

【紙申請】取引士の変更登録申請

提出書類及び注意事項

・提出方法

提出窓口	県庁建築住宅課又は各振興局建設部
提出部数	正本1通
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。（窓口で受付印を押印して返却します。）郵送の場合は返信用封筒を同封。

・チェックリスト

必要書類等	提出書類	確認事項等
1 氏名の変更	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ・宅地建物取引士証書換え交付申請書（取引士証の交付を受けている場合のみ）	1. △戸籍抄本 2. △住民票（旧姓を併記する場合のみ） * マイナンバーの記載がなく、旧氏欄に旧姓の記載があるもの。 * 住民票に旧姓併記するには手続きが必要です。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。 3. ○顔写真1枚（取引士証の交付を受けている場合のみ） * カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。 4. ○宅地建物取引士証（取引士証の交付を受けている場合。） 5. ○返信用封筒（取引士証送付用。書留分の切手貼付のこと。）
2 住所の変更 ※県庁建築住宅課に来庁して取引士証の書換え交付申請する場合は電話にて来庁される日時の連絡をお願いします。 073-441-3180	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ・宅地建物取引士証書換え交付申請書（取引士証の交付を受けている場合のみ）	1. △住民票 * 住基ネット利用の場合は、添付不要。この場合、申請書右上に「住基ネット利用」と明記する。 * 住居表示変更（合併による変更も含む。）の場合は、住民票に代えて役所発行の通知書・証明書等の写しでも可。 2. ○宅地建物取引士証（取引士証の交付を受けている場合。裏書のため。） * 裏書きができない場合は、新たに交付するため、○顔写真1枚添付。カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。 3. ○返信用封筒（取引士証送付用。書留分の切手貼付のこと。） ※県庁建築住宅課に来庁して申請する場合は不要 △戸籍抄本（本籍の変更が確認できるもの。）
3 本籍の変更	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	添付書類不要。
4 勤務先の変更（商号変更及び免許換えを含む）	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	添付書類不要。
委任状		代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類		代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

注2 変更登録申請の必要が生じた場合は遅滞なく届け出てください。

各書面の符号の意味△＝官公庁の証明○＝手元保管又は各自作成

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624